

市営住宅だより

平成23年9月号

編集・発行

新潟市住環境政策課

問合せ先

025-226-2817



収入申告書の提出はお済みですか??

収入申告書の提出は平成24年4月からの家賃を決定するために必要な手続きです。提出いただけないとお住まいの住宅の家賃が最高額となってしまいます。まだ提出されていない方はお早めにご提出ください。

収入基準を超えている方へ

市営住宅は、住宅に困っている低所得者の方に住宅を提供することを目的としていることから、基準を超える所得がある方が入居し続けることはこの目的に反するものであり、法律で明渡し努力義務が課されています。

近年は住宅に困っている世帯が申込みをしてもなかなか入居できない状況となっております。この状況や市営住宅の目的についてご理解いただき、市営住宅からの転居をご検討ください。

また、3月にもお知らせしましたが、平成21年3月時点で市営住宅にお住まいだった方につきましては、経過措置により平成25年度までの間は、改正前の収入基準で収入超過者や高額所得者を認定しますが、平成26年度以降は改正後の収入基準が適用されますのでご注意ください。



手続き忘れはありませんか??



心当たりがある方は、サービスセンターまでご連絡ください。

◎転出・転入・同居・出生・死亡などで世帯構成が変わった。

⇒異動届、同居申請などの提出が必要です。

◎市営住宅から引っ越す予定が決まっている。

⇒退去する場合は、10日前までに返還届と鍵1本の提出が必要です。

◎入居名義人が亡くなった。

⇒配偶者等承継できる場合は手続きを、承継できない場合は退去の手続きをお願いします。

車庫証明は市役所へ

車の買い替えなどで車庫証明が必要な方は新潟市役所第1分館5階の住環境政策課までお越しください。各市営住宅サービスセンターでは発行できませんのでご注意ください。

なお、車庫証明には証明手数料として300円かかります。また、自動車販売店等代理の方に委任する場合については委任状が必要となります。



家賃は毎月払いましょう

家賃を1ヶ月でも滞納すると、「督促状」がご本人に届きます。その後も滞納が続きますとご本人だけでなく連帯保証人に対しても催促を行いますので、周囲の人に多大な迷惑をかけることとなります。失業などの事情で家賃の支払が遅れてしまいそうな場合は、まず市営住宅サービスセンターにご相談ください。連絡がないまま滞納が続くと納付の意思がないとみなされ、裁判となり住宅を明渡していただくこととなります。家賃は毎月しっかり払いましょう。

また、市では家賃の口座振替をおすすめしています。ご希望の方は市営住宅サービスセンターまでお問い合わせください。

地デジ支援が継続します

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送に移行することが困難な低所得世帯を対象に『専用チューナー』の無料給付を継続して実施することとなりました。

詳しくは、総務省地デジチューナー支援実施センター(電話:0570-023724)までお問い合わせください。

火災に注意

最近、トラッキング現象が原因とみられる火災が発生しました。

トラッキング現象とは長期間電源とプラグを差し込んでいたため、コンセントとプラグとの隙間に徐々にホコリが溜まり、発火してしまう現象のことです。

トラッキング現象は洗面所や台所など、湿度が高いところや結露が生じやすいところで発生する可能性が高いです。冷蔵庫など常時通電している機器は、時々プラグを抜いて乾燥布でふき取るなどこまめな清掃をお願いします。

トラッキング現象による火災は不在時にも起こります。十分に注意してください。

なお、火災報知機の設置がまだお済みでない方は市営住宅サービスセンターまでご連絡ください。

【市営住宅サービスセンター問合せ先】

☆万代サービスセンター(担当:北区・東区)

電話 025-374-5410

住所 中央区万代4丁目1番8号 文光堂ビル2階

☆白山サービスセンター(担当:中央区・江南区・秋葉区・南区・西区・西蒲区)

電話 025-234-5252

住所 中央区白山浦1丁目614番地5 白山ビル1階